R6 あいの里東小学校いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめとは何か

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の 人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット を通じて行われるのを含む)であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感 じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条より)

一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校や塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている他校の仲間や集団との何らかの人間関係を指す。

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われたりすることが多い。いじめられた子ども自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もある。いじめは、具体的には以下のような様態として表れる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。(ゲームカードやお菓子なども含む)
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等 (文部科学省「いじめに関する調査」における「いじめの様態」より)

いじめを判断する場合に、法の定義に基づいて、行為の様相(何が行われたか)から傷つきの度合いを見るのではなく、『子どもの傷つきから行為を見る』という「いじめられている児童生徒の主観を重視した」視点に立つことが重要である。

2 いじめに対する学校の基本姿勢

以下の①~⑦は、教職員がもつべき「いじめに対する基本認識」である。

- ①いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方はまちがっている。
- ⑤いじめは、その行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての学校関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である」という認識を全教職員で共有することを徹底する。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ 児童はいない」という共通認識に立つことを重要視する。

上記の2点を踏まえ、学校の内外を問わずいじめを撲滅し、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定した。そこで、本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- ○学校、学年、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- ○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築きます。
- ○いじめを早期に発見し適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ○いじめ問題について、保護者・地域の方々、関係機関との密接な連携に努めます。

3 校内体制について

学校がいじめ問題に実効的に対応するために、学校に常設の組織を必ず設置することが「いじめ防止対策推進法」第 22 条に規定されている。

本校では、令和 6 年度より「子ども支援委員会」を新たに設置し、「いじめ防止対策委員会」を兼ねることとする。学校における子どもの困りに早期に気付き、組織として共有し、その手立てと支援を行っていけるようにするとともに、日常的にいじめの防止に取り組んでいく。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任 ※状況に応じて SC など外部関係機関も委員会に入る。

<委員会の実施>

名称を「子ども支援検討会」とし、月に I 回、定例実施を行う。なお、状況に応じて緊急で開 く場合もある。

- <子ども支援検討会の内容>
 - いじめ防止基本方針の策定、検討
 - 校内におけるいじめに関わる状況の確認と共有
 - 困りを抱える児童の共有と手立ての検討

4 いじめに対する取組の具体

- ①未然に防止するための取組
- ○児童一人一人が認められ、お互いを大切にし、学級の一員として自覚できるような授業や学級指導 を通して、その成果を学級づくりへとつなげていく。
- ○達成感や成就感を感じられるような教育活動を行う。
- ○道徳の授業や学級指導を通して、思いやりの心や命を大切にする心を育てる。
- ○教師が普段から「いじめは許さない」という姿勢を児童に示す。
- ○積極的にスクールカウンセラーや巡回指導員など専門家の意見を聞き、それを児童一人一人への 関わりや教育活動へと生かしていく。

②早期に発見するための取組

- ○児童対象「いじめに関するアンケート」を年間3回(各学期に1回ずつ)活用し、児童の友達関係や学校生活の悩みの把握に努める。
- ○児童の観察に励み、様子に変化が感じられる児童には声掛けを行い、安心感をもてるようにする。
 - ・毎日の健康観察を活用する…児童一人一人の表情や声の大きさの確認をする。
 - ・ノートや日記などから子どもの様子を多面的に理解する。
- ○いじめを見たら、先生や友達に知らせたり、注意してやめさせたりすることの大切さを普段から指導する。
 - ・小さな悪ふざけや嫌がらせであっても、しっかりと指導する。
 - ・意地悪な行為を発見したら、その場にいる職員が、それはいじめにつながる行為であることを伝える。
- ○全校朝会、学年朝会などの話の中に「いじめは絶対に許さない」という内容を入れ、学校としての 考えを伝える。
- ○保護者に対して、いじめのサインを見逃さないよう留意することを呼びかけ、もしいじめのサインを 見つけた時には、すぐに学校に相談する事も伝える。
- ○養護教諭、巡回相談員、スクールカウンセラーとも積極的に情報交流を図る。

③早期の対応のための取組

- ○いじめにつながる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、その行為がいじめにつながることを理解するための指導を行う。悪ふざけや嫌がらせであっても、しっかりと指導する。
- ○いじめの事実やいじめの兆候を見つけた場合は、いじめを受けた児童、保護者、並びにいじめを行った児童と保護者へ連絡をする。
- ○当該学年主任および担任は、追跡調査と事情聴取を行い、それによって明らかになった事実関係を 当該児童・保護者に報告する。
- ○いじめ防止対策委員会等、組織的な体制のもとにおいて、いじめの事実の有無の確認を行う。また、今後の対応についても併せて協議する。
 - いじめ防止対策委員会は、調査によって明らかになった事実および対応策を全職員に報告し、協力要請を仰ぐ。

5 いじめの解消といじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みの防止

- ①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも 3 か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より、長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針 P30~31 より】

いじめの解消の判断は、事後対処後 3 か月をめどとして、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、子ども支援検討会にて行う。しかし、いじめの解消の目安である 3 か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

また、「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、子ども支援委員会で判断することを徹底する。なお、複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、いじめ対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめ、経年的に把握できるようにする。

6 重大事態への対応に関して

いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること を余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったとき は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査委に 係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

7 警察と連携した「いじめ問題への対応」

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

8 いじめ対策フローチャート

